



福島医発第 2234 号 (地)
令和 2 年 11 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 3 (新項目)) が保険適用されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 2 年 11 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第879号（保255）
令和2年11月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査1件（E3（新項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和2年11月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌1月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令2.10.30 保医発1030 第3号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 1030 第 3 号
令和 2 年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 11 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 1 に次を加える。

- (10) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン 2 を測定する場合には、区分番号「D 0 0 1」尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン（尿）の所定点数を準用して算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (11) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン 2 を測定する場合にあって、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ 1 を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

(参考：新旧对照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改正後	現 行
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 特掲診療料	第 2 章 特掲診療料
第 1 部・第 2 部 (略)	第 1 部・第 2 部 (略)
第 3 部 検査	第 3 部 検査
第 1 節 検体検査料	第 1 節 検体検査料
第 1 款 検体検査実施料	第 1 款 検体検査実施料
D 0 0 0 (略)	D 0 0 0 (略)
D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査	D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) <u>免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン 2 を測定する場合には、区分番号「D 0 0 1」尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン(尿)の所定点数を準用して算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	<u>(新設)</u>
(11) <u>免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン 2 を測定する場合にあって、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ 1 を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。</u>	<u>(新設)</u>

新たに保険適用が認められた検査

令和 2 年 10 月 30 日 保医発 1030 第 3 号（令和 2 年 11 月 1 日適用）

No.1

測定項目	トリプシノーゲン2キット
販 売 名	APチェック
区 分	E3（新項目）
測定方法	免疫クロマトグラフィー法
主な測定目的	尿中トリプシノーゲン2の検出 急性膵炎の補助診断
点 数	D001 尿中特殊物質定性定量検査 10 ウロポルフィリン 105点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(9) (略) <u>(10) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合には、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン（尿）の所定点数を準用して算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>(11) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合にあつて、区分番号「D007」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ1を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。</u>

（日本医師会医療保険課）